

# 旧上瀬谷通信施設地区と 東名高速道路を直結する 新たなインターチェンジ 整備事業

## 計画段階配慮書の概要

令和6年8月7日

横浜市

明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER

### 本日の説明内容

- 1 事業計画の概要
- 2 地域の概況及び地域特性
- 3 配慮指針に基づいて行った  
計画段階配慮の内容

# 1 事業計画の概要

3

## 事業計画の概要

配慮書p.1-1

都市計画決定権者 者の名称並びに 当該第1分類事 業を実施しよう とする者 の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【第1分類事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町 6 丁目50番地の10
事業の名称	旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結す る新たなインターチェンジ整備事業
事業の種類・ 規模	道路の建設（自動車専用道路の新設） (第1分類事業) 延長：約2 km 構造形式：地表式、地下式、掘割式を検討中 車線数：片側 1 ~ 2 車線

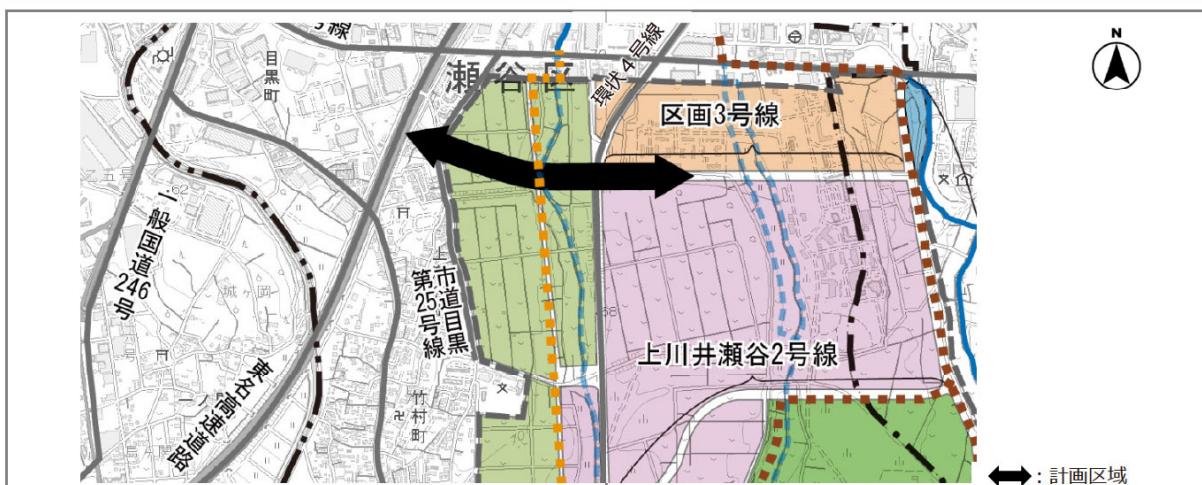
4

本事業は、上瀬谷地区内の「公園・防災地区」で整備を予定している広域防災拠点の機能を最大限に発揮するとともに、日常の交通利便性の向上、物流機能の強化など市内経済の活性化を目指し、上瀬谷地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジを整備を計画するものです。



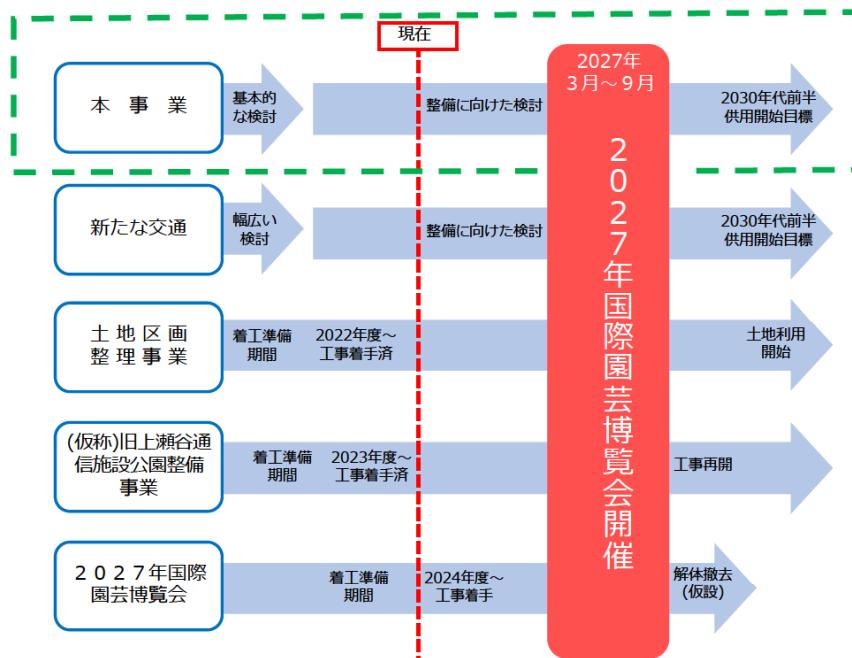
図1-2 抜粋に加筆

## 事業の内容



計画区域	起点：横浜市瀬谷区目黒町 終点：横浜市瀬谷区瀬谷町
主要交通との交差	接続道路：東名高速道路、区画3号線 交差道路：市道環状4号線、市道目黒第25号線
規模	道路延長約2km
構造形式	地表式、地下式、掘割式を検討中
車線数	片側1～2車線

## 以下のスケジュールを想定



※関連事業の今後のスケジュールは、各事業の環境影響評価図書をもとに整理したものです。

※「新たな交通」の事業は、横浜市環境影響評価条例の対象外の事業です。 7

## 2 地域の概況及び地域特性

# 調査対象地域等の設定

配慮書p.2-1

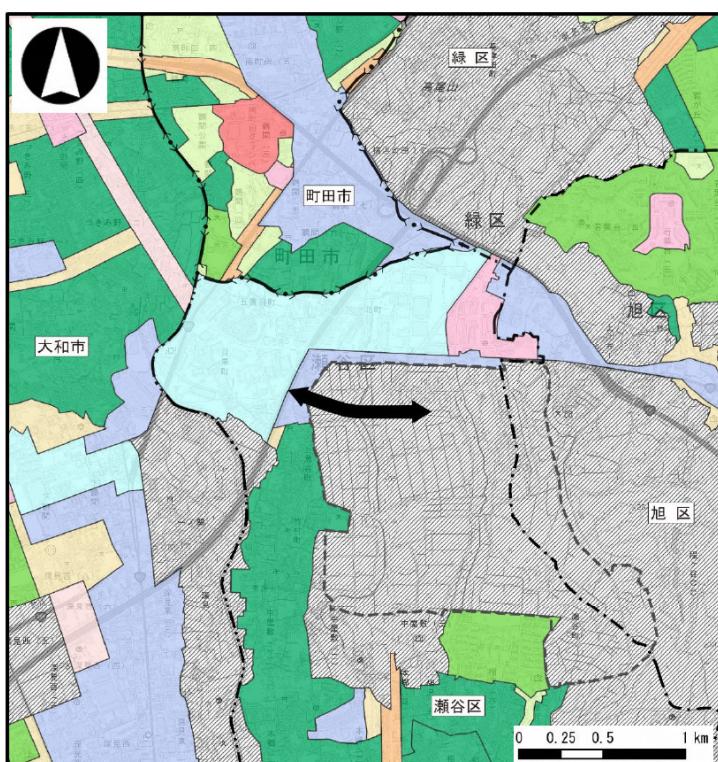


計画区域及びその周辺における気象、地形、地質、地盤、水循環、植物、動物、人口、産業、土地利用、交通、運輸、公共施設等、景観、人と自然との触れ合い活動の場、文化財等、公害等、災害、廃棄物、法令等の状況を収集し、周辺の地域特性の把握に努めました

9

# 用途地域の状況

配慮書p.2-69,2-74



計画区域及びその周辺は、工業地域、準工業地域、及び市街化調整区域に指定されています。

<凡 例>

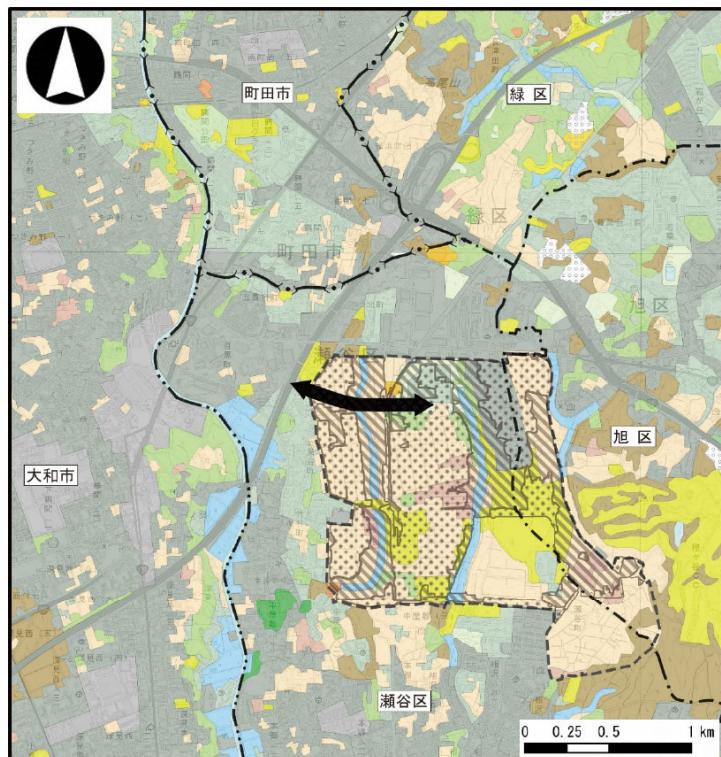
→ 計画区域 ↗ 土地区画整理事業実施区域  
— 都県界 - - - 市界 - - - 区界

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- ▨ 市街化調整区域

10

## 現存植生の状況

配慮書p2-24~2-25



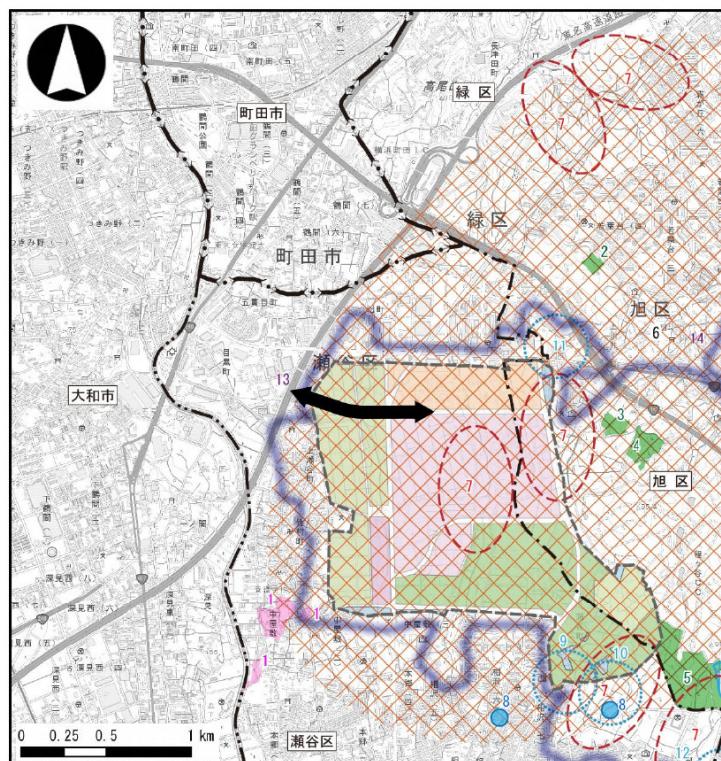
計画区域及びその周辺の現存植生は、主に畠雜草群落、市街地等の他に、小規模な範囲でクヌギ-コナラ群集等が分布しています。なお、土地区画整理事業によって造成された場所を道路用地として活用します。

<凡 例>

- 計画区域 ↗ 土地区画整理事業実施区域  
↔ 都県界 — 市界 - - - 区界  
竹林  
ゴルフ場 芝地  
牧草地  
路傍・空地雜草群落 シラカシ群集  
果樹園 シラカシ屋敷林  
常緑果樹園 コナラ群落 (VII)  
雜草群落 クヌギ-コナラ群集  
水田雜草群落 低木群落  
市街地 チガヤーススキ群落  
緑の多い住宅地 スギ・ヒノキ・サワラ植林  
残存・植栽樹群をもった公園、墓地等  
工場地帯  
造成地 開放水域 盛土 切土
- 11

## 重要な自然環境のまとめの場の状況

配慮書p2-56~2-60



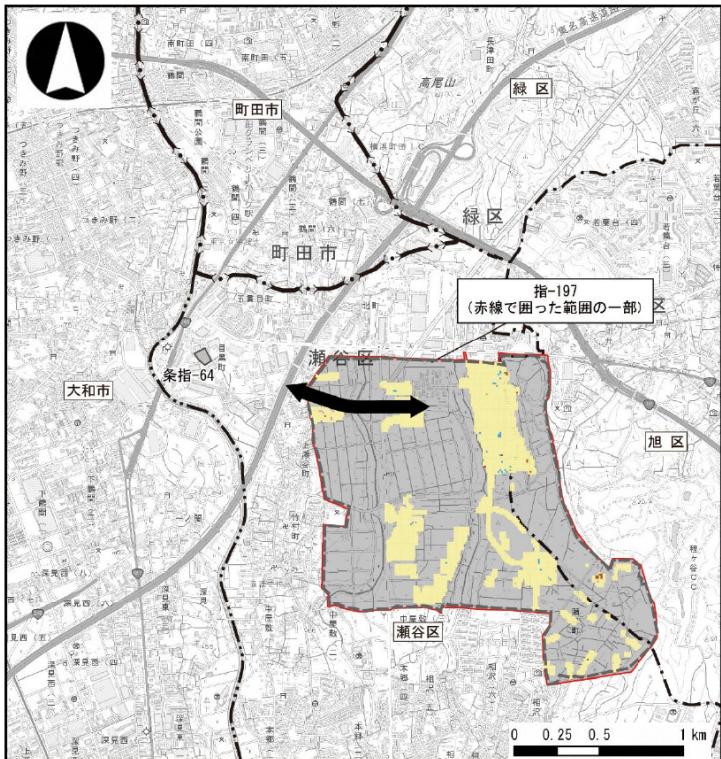
計画区域内には、生物多様性保全上重要な里地里山が分布しており、緑の10大拠点に位置付けられています。

<凡 例>

- 計画区域 ↗ 土地区画整理事業実施区域  
↔ 都県界 — 市界 - - - 区界  
自然植生 植生自然度9  
特別緑地保全地区  
生物多様性保全上 重要な里地里山 緑の10大拠点  
ホタル生息確認地域  
● トンボ池等主なエコアップ スポット (Point Biotope)  
○ 湧水の位置  
■ 農業振興地区 ■ 物流地区  
■ 観光・賑わい地区 ■ 公園・防災地区  
□ 道路  
■ 調整池 (地上式)

## 土壤汚染の状況

配慮書p2-119～2-121



土地区画整理事業実施前の令和元年度及び令和3年度～4年度に上瀬谷地区において防衛省による土壤汚染調査が行われており、一部区画において土壤の汚染が確認されています。

<凡 例>

➡ 計画区域 (二二) 土地区画整理事業実施区域

↔ 都県界 - - - 市界 - - - 区界

■ 調査区域

■ 鉛（溶出量）基準点超過地点

■ 鉛（含有量）基準点超過地点

■ 鉛（溶出量及び含有量）基準点超過地点

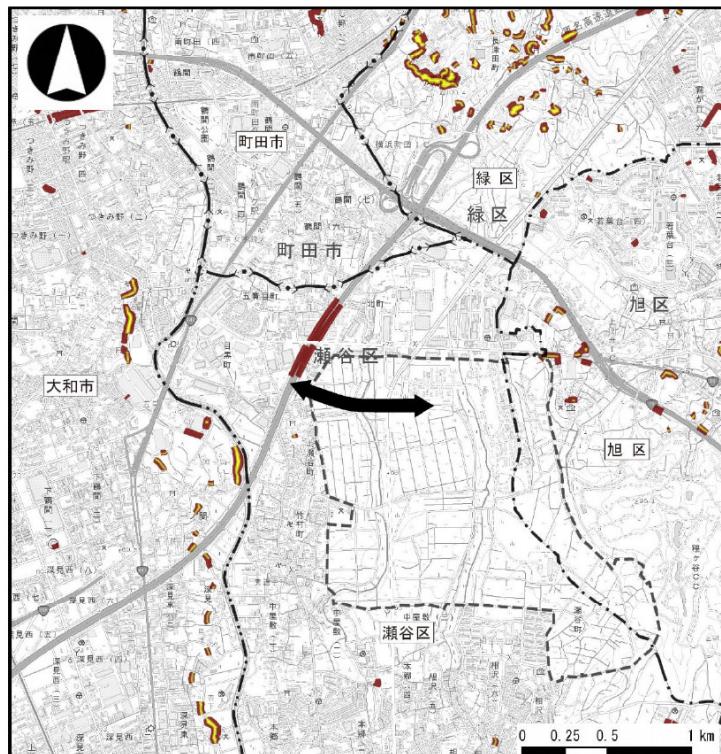
■ ひ素（溶出量）基準点超過地点

■ ふっ素（溶出量）基準点超過地点

■ 形質変更時要届出区域 ■ 条例形質変更時要届出区域

13

## 急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域の状況 配慮書p2-135～2-136



計画区域及びその周辺は、急傾斜地崩壊危険区域には指定されていません。  
計画区域の北西部付近は、土砂災害警戒区域に指定されています。

<凡 例>

➡ 計画区域

(二二) 土地区画整理事業実施区域

↔ 都県界

- - - 市界

- - - 区界

■ 急傾斜地崩壊危険区域

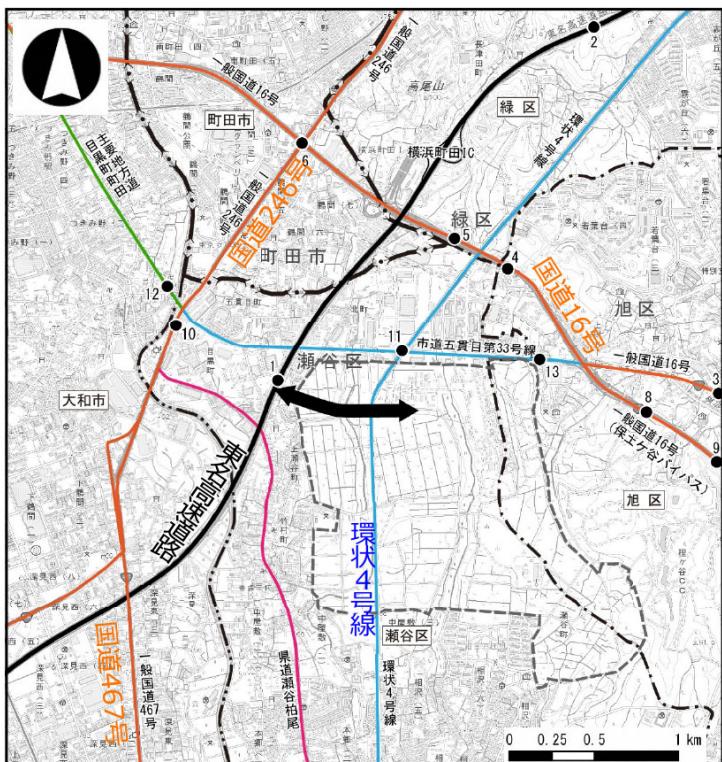
■ 土砂災害警戒区域

■ 土砂災害特別警戒区域

14

## 主要道路網の状況

配慮書p.2-77~2-79



計画区域は、東名高速道路及び区画3号線に接続し、環状4号線と交差します。また、計画区域の周辺には、北側から東側に一般国道16号、北側から西側に一般国道246号、西側から南側に一般国道467号が通っています

<凡例>

- ➡ 計画区域 ○ 地地区画整理事業実施区域
- ↔ 都県界 - - - 市界 - - - 区界
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 県道(主要地方道)
- 県道(一般県道)
- 市道(指定市の一般市道)
- 交通量調査地点

15

## 公共施設等の状況（公園・緑地等）

配慮書p.2-90~2-93

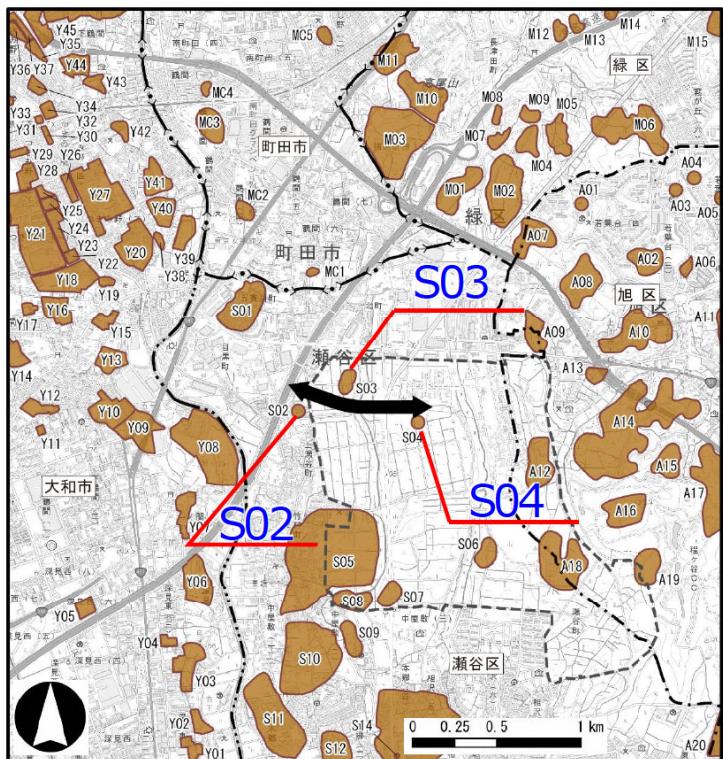


計画区域周辺には、「上瀬谷公園」、「目黒町公園」があります。調査区域内には「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく「瀬谷市民の森」、「上川井市民の森」が存在しています。

<凡例>

- ➡ 計画区域 ○ 地地区画整理事業実施区域
- ↔ 都県界 - - - 市界 - - - 区界
- ■ 主な公園・緑地等

16



計画区域及びその周辺には、S02、S03、S04の埋蔵文化財包蔵地があります。

<凡 例>

← 計画区域 C--- 土地区画整理事業実施区域

—・— 都県界 - - - 市界 - - - - 区界

■ 埋蔵文化財包蔵地

## 3 配慮指針に基づいて行った 計画段階配慮の内容

# 構造形式の設定

配慮書p.1-6、1-7、3-1、3-2



Map showing the study area (計画区域) in Meguro-ku, Tokyo. Key features include the Tohoku Expressway (東名高速道路), Route 25 (市道目黒第25号線), the Outer Circular Road (環状4号線), and the Planned Route 3 (区画3号線). Specific junctions labeled are the Tohoku Expressway connection, the Route 25 intersection, the Outer Circular Road West side (西側), the Outer Circular Road East side (東側), the Outer Circular Road intersection, and the Planned Route 3 connection.

**構造形式案**

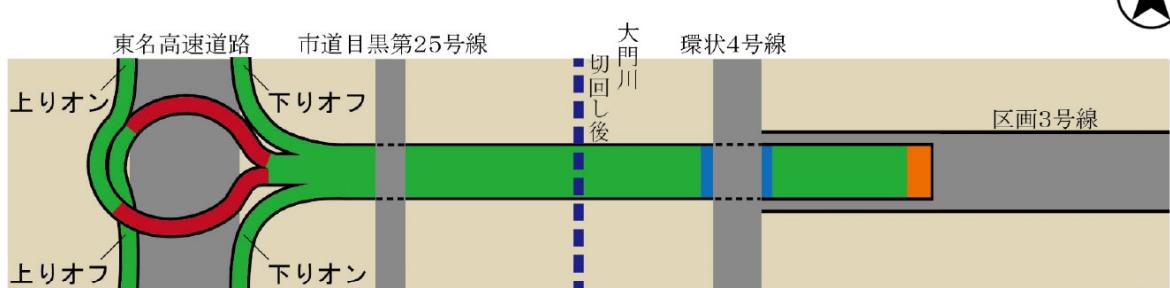
区間	東名高速道路接続部	市道目黒第25号線交差部	環状4号線西側	環状4号線交差部	環状4号線東側	区画3号線接続部
案①	高架構造	掘割構造	掘割構造	トンネル構造	掘割構造	平面構造
案②	高架構造	高架構造	平面構造			
案③	トンネル構造	トンネル構造	トンネル構造			

19

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p3-1

### 案①



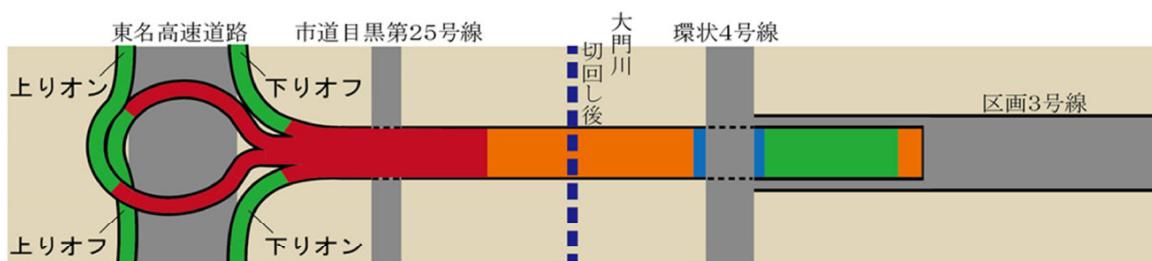
■ 高架構造 ■ 掘割構造 ■ トンネル構造 ■ 平面構造 ■ 交差又は接続する道路

20

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p3-2

案②



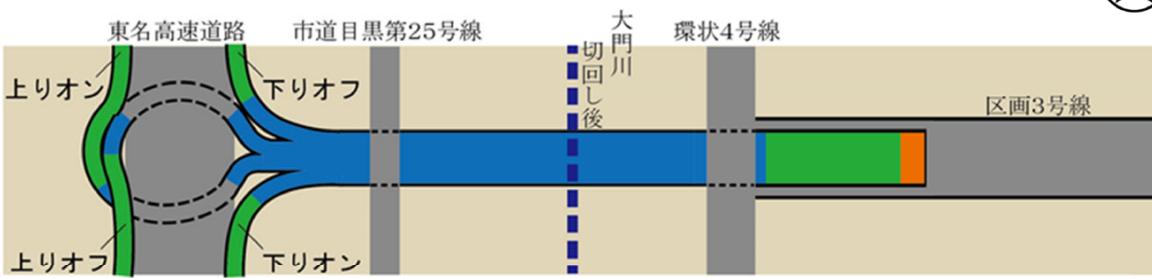
■ 高架構造 ■ 挖割構造 ■ トンネル構造 ■ 平面構造 ■ 交差又は接続する道路

21

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p3-2

案③



■ 高架構造 ■ 挖割構造 ■ トンネル構造 ■ 平面構造 ■ 交差又は接続する道路

22

## 基本的な配慮事項(1)-1

ルート・構造等の選定に当たり、周辺環境への影響を低減する

### 案①～③

- ◆ ルート・構造の選定に当たっては、土地区画整理事業の土地利用計画図の地区、用地の考え方等を踏まえ、農業振興地区の改変を可能な限り小さくする（回避する【案③】トンネル構造）とともに、市道目黒第25号線交差部や東名高速道路と接続する位置においては、住居等の立地状況に配慮して、宅地の改変を可能な限り小さくする計画とすることで、環境面、安全面、社会面への総合的な影響を回避・低減するよう配慮する。

23

## 基本的な配慮事項(1)-2

生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、分断・改変を避ける

### 案①～③

- ◆ 「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、前述のとおり、生物の生育・生息基盤となる農業振興地区の改変、（農作物等に対する日照影響【案②】）を可能な限り小さくする、ことにより、生物多様性の保全に配慮し、計画区域は貴重な動植物の営巣・生育地等の分断を避ける位置とする。

24

### 基本的な配慮事項(1)～3

#### 温室効果ガスの排出抑制を計画段階から検討する

##### 案①～③

- ◆ 周辺の渋滞緩和による温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用及び省エネ運転を実施、高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入、新たに構築する道路構造物の長寿命化等の温室効果ガスの排出削減策を講じ、可能な限りの温室効果ガスの排出抑制に努めるよう、計画段階から検討する。

25

### 基本的な配慮事項(2)

#### 環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う

##### 案①～③

- ◆ 計画段階配慮書の作成を通じて、地域の概況について情報を収集し、現況の把握に努めた。
- ◆ 市道目黒第25号線の西側は、住居や公園が立地した地域となっており、東側は農地が広く分布する地域となっていることから、保全対象となる住居や公園、生物多様性等の保全に配慮した計画とする。

26

### 基本的な配慮事項(3)

#### 安全な工事計画の検討、市民への情報提供に努める

##### 案①～③

- ◆ 安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努める。工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、周辺住民の安全及び円滑な通行の確保に配慮する。
- ◆ 計画区域内の北西部付近は、土砂災害警戒区域が存在するが、地盤への影響等について検討し、適切な施工計画・施工管理を実施する。

27

### 基本的な配慮事項(3) ※前頁の続き

#### 安全な工事計画の検討、市民への情報提供に努める

##### 案①～③

- ◆ 防衛省の土壤汚染調査では、一部区画で土壤の汚染が確認されており、計画区域内には、形質変更時要届出区域の指定があるが、土地区画整理事業において適切な対応が行われた後、本事業の工事を実施する。
- ◆ 工事実施数段階で計画区域内に土壤汚染が確認された場合には、土壤汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき適切に対応する。

28

### 本事業に係る配慮事項(5)

多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める

#### 案①～③

- ◆ 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留に配慮するため、既存の公園緑地の改変を避けるとともに、農業振興地区の改変を可能な限り小さくする（回避する【案③】）計画とすることで、グリーンインフラの保全・活用を図ることに努める。

### 本事業に係る配慮事項(6)

緩衝帯、法面、区域内の未利用地の緑化とともに生物の生息生育環境の確保に努める

#### 案①～③

- ◆ 既存の公園緑地の改変を避けるとともに、農業振興地区的改変を可能な限り小さくする（回避する【案③】）計画により、生物の生息生育環境の確保に努める。
- ◆ 掘割部の法面やランプ間の区域等の緑化に努める。

### 本事業に係る配慮事項(7)

#### エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギーの積極的な活用に努める

##### 案①～③

- ◆ 道路照明や料金所等への高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入により、エネルギー使用の合理化に努める。
- ◆ 「道路における再生可能エネルギーの活用について（国土交通省道路局）」を踏まえ、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの積極的な活用を検討する。
- ◆ 省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努める。

31

### 本事業に係る配慮事項(9)

#### ライフサイクルを通じて、また、工作物の長寿命化により、温室効果ガスの抑制に努める

##### 案①～③

- ◆ 最新の設計・施工技術を採用し、耐久性・安全性を十分確保した道路構造物を建設する。
- ◆ メンテナンスサイクルの構築に積極的に取組むことで、新たに構築する道路構造物の長寿命化を図り、温室効果ガスの低減に努める。
- ◆ エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用、建設機械の省エネルギー運転、工事用車両のエコドライブの実施などにより、温室効果ガスの低減に努める。

32

### 本事業に係る配慮事項(10)

緑化や透水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める

#### 案①～③

- ◆ 周辺の渋滞緩和による温室効果ガスの排出抑制を図ることで、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
- ◆ 道路照明や料金所等への高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入により、人工排熱を低減することで、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
- ◆ 掘割部の法面やランプ間の区域等の緑化に努め、ヒートアイランド現象の緩和に努める。

33

### 本事業に係る配慮事項(11)

地域に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転、地域の分断を避けるよう努める

#### 案①～③

- ◆ 計画区域内には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、旧上瀬谷通信施設の用地を活用し、新たな改変を小さくするよう努める。また、関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じる。
- ◆ 土地区画整理事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地は、土地区画整理事業において、「文化財保護法」に基づき必要な措置が講じられた後、本事業の工事を実施する。
- ◆ 既存の公園緑地の改変を避けるように努めるとともに、農業振興地区の南北を分断しない構造となるように検討し、周辺地域の分断を避けるよう努める。

34

### 本事業に係る配慮事項(12)

道路の構造・色彩等については、街の個性等を把握するとともに、周辺建物や後背地との調和を図る

#### 案①～②

- ◆ 道路の構造や色彩等は、事業実施段階において景観に配慮した事例を参考にしつつ、周辺のまちづくりとの連携を図りながら、周辺建物や後背地との調和を図る。

#### 案③

- ◆ 環状4号線以西をトンネル構造とすることで、周辺景観への影響を可能な限り低減する。また、地上に構築する道路の構造や色彩等は、事業実施段階において景観に配慮した事例を参考にしつつ、周辺のまちづくりとの連携を図りながら、周辺建物や後背地との調和を図る。

35

### 本事業に係る配慮事項(14)

騒音・振動等の環境影響の低減のため、最新の技術を用いた保全対策実施に努める

#### 案①～③

- ◆ 騒音・振動・大気等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努める。
- ◆ 地下構造物の設置に伴う地下水の流況、地下水位及び地盤沈下への影響が生じる可能性があるが、地質調査等により周辺状況の特性を十分把握したうえで、その状況に応じた設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、影響の低減に努める。

36

本事業に係る配慮事項(14)※前頁の続き

騒音・振動等の環境影響の低減のため、最新の技術を用いた保全対策実施に努める

## 案①

- ◆ 東名高速道路接続部や市道目黒第25号線交差部は、騒音、振動等への配慮として、遮音壁の設置等を行い、車両の走行による騒音の低減を図り、周辺生活環境への影響の緩和に努める。
- ◆ 市道目黒第25号線との交差部、環状4号線の西側及び東側を掘割構造、環状4号線との交差部をトンネル構造による立体交差とすることで可能な限り騒音・振動・大気等の環境影響の低減を図る。



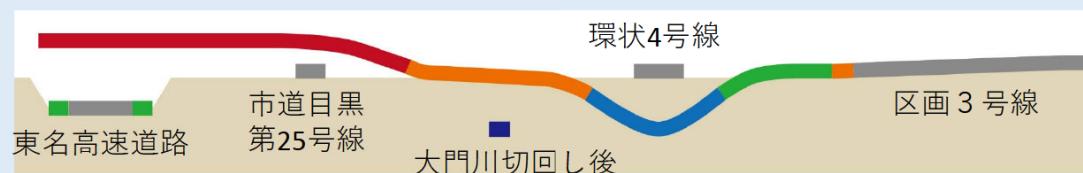
37

本事業に係る配慮事項(14)※前頁の続き

騒音・振動等の環境影響の低減のため、最新の技術を用いた保全対策実施に努める

## 案②

- ◆ 東名高速道路接続部や市道目黒第25号線交差部は、騒音、振動等への配慮として、遮音壁の設置等を行い、車両の走行による騒音の低減を図り、周辺生活環境への影響の緩和に努める。
- ◆ 市道目黒第25号線との交差部を高架構造、環状4号線の西側を平面構造、環状4号線の東側を掘割構造、環状4号線との交差部をトンネル構造による立体交差とすることで、可能な限り騒音・振動・大気等の環境影響の低減を図る。



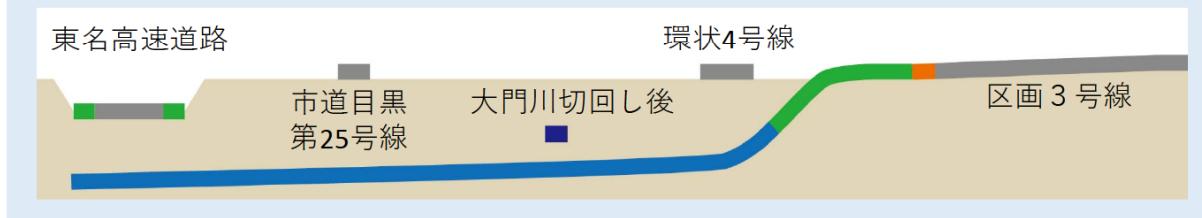
38

本事業に係る配慮事項(14)※前頁の続き

騒音・振動等の環境影響の低減のため、最新の技術を用いた保全対策実施に努める

## 案③

- ◆ 東名高速道路との接続部、市道目黒第25号線との交差部、環状4号線の西側及び環状4号線の交差部をトンネル構造による立体交差、環状4号線の東側を掘割構造とすることで可能な限り騒音・振動・大気等の環境影響の低減を図る。



39

本事業に係る配慮事項(15)

廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る

## 案①～③

- ◆ 建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努める。再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行う。また、建設発生土は、事業内再利用や他の公共事業等での再利用に努める。
- ◆ 木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討する。

40

ご清聴ありがとうございました